

00070

鳥取縣令第二十九號

當給付ナキ場合ハ其ノ金額ノ俸給ヲ受クルモノトス

鳥取縣食鳥及食肉配給統制規則施行細則左ノ通定ム

昭和十七年三月二十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣食鳥及食肉配給統制規則施行細則

第一條 本則ニ於テ食鳥ト稱スルハ雞鶩ヲ謂フ但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

一 初生雞

二 特別ノ用途ニ供セラル、モノトシテ知事ノ指定シタルモノ

三 業務ニ關シ雞肉若ハ鷄肉ノ販賣使用又ハ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ者ニ讓渡セラルベキ生雞又ハ生鷄ヲ賣買スル者以外ノ者ガ探卵用ノ目的其ノ他雞肉又ハ鷄肉ノ生産ノ用ニ供スル以外ノ目的ヲ以テ飼養スルモノ

本則ニ於テ食鳥トハ食鳥ヨリ生産セラル、食肉(内臟其ノ他食用ニ供セラル、部分ヲ含ム)ヲ謂フ

第二條 本縣内ニ於テ飼養セラレタル食鳥ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外知事ノ指定シタル集荷機關(以下食鳥集荷機關ト稱ス)ニ於テ飼養シ又ハ飼養者ヨリ之ヲ讓受ケ又ハ讓受ノ委託ヲ受

クルコトヲ得ズ

一 業務ニ關シ食鳥若ハ食肉ノ販賣、使用又ハ消費ヲ爲ス者以外ノ者ガ一羽以内ノ食鳥ヲ讓受クル場合

二 特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合

第三條 本縣内ニ於テ食鳥ヲ飼養スル者其ノ生産シタル鳥肉ヲ讓渡セントストキハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外知事ノ指定シタル配給機關(以下鳥肉配給機關ト稱ス)ニ讓渡又ハ讓渡ノ委託ヲ爲スベシ

一 業務ニ關シ食鳥又ハ食肉ノ販賣、使用又ハ消費ヲ爲ス者以外ノモノニ四百匁以内ノ鳥肉ヲ讓渡ス場合

二 特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合

第四條 食鳥集荷機關ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外其ノ取扱ヲ食鳥又ハ鳥肉ヲ鳥肉配給機關又ハ知事ノ指定シタル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ

一 食鳥又ハ鳥肉ノ生産セラレタル市町村ト同一市町村内ニ居住スル者ニシテ業務ニ關シ食鳥若ハ鳥肉ノ販賣、使用又ハ消費ヲ爲ス者以外ノ者ニ對シ一羽以内ノ食鳥又ハ四百匁以内ノ鳥肉ヲ讓渡スル場合

二 特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合

第五條 本縣内ニ於テ飼養シ又ハ生産セラレタル食鳥又ハ鳥肉ハ

00071

鳥取縣訓令第三號

當給付ナキ場合ハ其ノ金額ノ俸給ヲ受クルモノトス

鳥取縣食鳥及食肉配給統制規則施行細則左ノ通定ム

昭和十七年三月二十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣食鳥及食肉配給統制規則施行細則

第一條 本則ニ於テ食鳥ト稱スルハ雞鶩ヲ謂フ但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

一 初生雞

二 特別ノ用途ニ供セラル、モノトシテ知事ノ指定シタルモノ

三 業務ニ關シ雞肉若ハ鷄肉ノ販賣使用又ハ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ者ニ讓渡セラルベキ生雞又ハ生鷄ヲ賣買スル者以外ノ者ガ探卵用ノ目的其ノ他雞肉又ハ鷄肉ノ生産ノ用ニ供スル以外ノ目的ヲ以テ飼養スルモノ

本則ニ於テ食鳥トハ食鳥ヨリ生産セラル、食肉(内臟其ノ他食用ニ供セラル、部分ヲ含ム)ヲ謂フ

第二條 本縣内ニ於テ飼養セラレタル食鳥ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外知事ノ指定シタル集荷機關(以下食鳥集荷機關ト稱ス)ニ於テ飼養シ又ハ飼養者ヨリ之ヲ讓受ケ又ハ讓受ノ委託ヲ受

左ニ掲グル場合ヲ除クノ外之ヲ縣外ニ出荷スルコトヲ得ズ

一 販賣以外ノ目的ヲ以テ一羽以内ノ食鳥又ハ四百匁以内ノ鳥肉ヲ出荷スル場合

二 食鳥集荷機關ガ第四條ノ知事ノ指定シタル者ニ讓渡スル場合

三 特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合

第六條 鳥肉配給機關ハ食鳥又ハ鳥肉ノ配給ニ付配給先、配給數量其ノ他配給ニ關シ知事ノ指示ニ從フベシ

鳥肉配給機關ハ毎月ノ食鳥及鳥肉ノ購入數量及配給先別配給數量ヲ翌月十日迄ニ知事ニ報告スベシ

第七條 食鳥集荷機關ハ毎月二十日迄ニ翌月ノ食鳥集荷計畫ヲ定メ知事ノ承認ヲ受クベシ

食鳥集荷機關ハ前項ノ承認ヲ受ケタル出荷計畫ニ基キ毎月ノ

出荷狀況ヲ翌月十日迄ニ知事ニ報告スベシ

第八條 食鳥集荷機關集荷人ヲ使用セントストキハ知事ノ承認ヲ受クベシ

附 則

本則ハ昭和十七年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

訓 令

鳥取縣訓令第三號

市 町 村 長
開 票 管 理 者
投 票 管 理 者
昭和二年八月鳥取縣訓令第二十五號衆議院議員選舉事務規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十七年三月二十七日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

別記第八號衆議院議員選舉法施行令第二十八條第三項ノ規定ニ依ル疏明書様式中備考ヲ左ノ如ク改ム

一 衆議院議員選舉法施行令第二十六條第一號第二號又ハ第六號ニ掲グル事由ニ關スル疏明書ニ付秘密又ハ機密保持ノ必要ニ依リ艦船名、總噸數(積石數)、出帆若ハ歸著ノ日時若ハ港名、航路又ハ航海ノ目的地ヲ表示スルコトヲ得ザルトキハ艦船名又ハ航路ニ付テハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ秘匿シ總噸數(積石數)ニ付テハ二十噸以上(二百石以上)ナリヤ又ハ五噸以上(五十石以上)二十噸未滿(二百石未滿)ナリヤヲ明ナラシムルニ止メ出帆若ハ歸著ノ日時若ハ港名又ハ航海ノ目的地ニ付テハ之ヲ省略スルモ妨ナ

二 職業ノ記載ニ付テハ衆議院議員選舉法施行令第二十六條第七號ニ掲グル事由ニ關スル疏明書ニ在リテハ選舉人ガ引續キ十日

00072

以上其ノ屬スル投票區所在ノ郡市外ニ於テ職務又ハ業務ニ從事スルヲ例トスルモノナルコトヲ明ナラシムベシ

鳥取縣訓令甲第四號

市町村長
選舉管理署長

昭和二年八月鳥取縣訓令甲第二十六號縣會議員選舉事務規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年三月二十七日

鳥取縣知事 土肥米之

別記第十六號府縣制施行令第十六條ノ四第三項ノ規定ニ依ル疏明書様式中備考ヲ左ノ如ク改ム

一 府縣制施行令第十六條ノ二第二項第一號第二號又ハ第六號ニ掲グル事由ニ關スル疏明書ニ付秘密又ハ機密保持ノ必要ニ依リ艦船名、總噸數、出帆若ハ歸著ノ日時若ハ港名、航路又ハ航海ノ目的地ヲ表示スルコトヲ得ザルトキハ艦船名又ハ航路ニ付テハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ秘匿シ總噸數ニ付テハ二十噸以上ナリヤ又ハ五噸以上二十噸未満ナリヤヲ明ナラシムルニ止メ出帆若ハ歸著ノ日時若ハ港名又ハ航海ノ目的地ニ付テハ之ヲ省略スルモ妨ハシ

二 職業ノ記載ニ付テハ府縣制施行令第十六條ノ二第一項第七號ニ掲グル事由ニ關スル疏明書ニ在リテハ選舉人ガ引續キ十日以上其ノ屬スル投票區所在ノ郡市外ニ於テ職務又ハ業務ニ從事スルヲ例トスル者ナルコトヲ明カナラシムベシ

鳥取縣訓令甲第五號

總務部長
經濟部長
學務部長
警察部長
知事官房主事
警察署長
國民職業指導所長

大正九年鳥取縣訓令甲第三十九號國庫支辨ニ係ル内國旅費減額及支給規定中左ノ通改正シ昭和十七年三月一日ノ旅行ヨリ之ヲ適用ス

昭和十七年三月二十七日

鳥取縣知事 土肥米之

一 第八條中「石油消費規正委員會職員」ノ上ニ「選舉肅正委員會職員」ヲ付ス

00073

告示

鳥取縣告示第四百四十八號

左記縣立學校ニ付家議院議員選舉ニ於ケル演說ニ依ル選舉運動ノ爲使用及其ノ使用ニ依ル演說會開催ノ爲ニ必要ナル施設ノ公營ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第七十八條乃至第八十一條ノ三並縣會議員選舉ニ於ケル演說ニ依ル選舉運動ノ爲ノ使用ニ關シ同令第七十八條及第七十九條乃至第八十一條ニ規定スル管理者ノ權限ヲ各其ノ學校長ニ委任セリ

昭和十年四月鳥取縣告示第二百十六號ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年三月二十七日

鳥取縣知事 土肥米之

- 鳥取縣師範學校
- 同 女子師範學校
- 鳥取縣立鳥取第一中學校
- 同 鳥取第二中學校

鳥取縣告示第四百四十九號

牧野法第一條ノ二ニ依リ左ノ牧野ヲ牧野特定地ニ指定ス

- 同 米子中學校
- 同 倉吉中學校
- 同 境中學校
- 同 倉吉農學校
- 同 日野農林學校
- 同 智頭農林學校
- 同 米子商蠶學校
- 同 鳥取商業學校
- 同 倉吉商業學校
- 同 鳥取工業學校
- 同 米子工業學校
- 同 鳥取高等女學校
- 同 米子高等女學校
- 同 倉吉高等女學校
- 同 八頭高等女學校
- 同 根雨高等女學校
- 同 青年學校教員養成所
- 同 盲聾啞學校

| | | | |
|-----------|------|----------|-----------|
| 瓦斯用 堅薪 | 三寸以内 | 正味 〇貫 | 一、四五〇、六〇〇 |
| 同種薪 | 同 | 同 | 一、二〇〇、二七〇 |

- 一 本表ニ掲グル種別ハ左ニ依ルモノトス
- (イ) 堅薪トハ櫻檜櫟又ハ此等樹種ヲ混淆セルモノヲ謂フ
- (ロ) 雜薪トハイニ掲グル樹種及松ヲ除キタル雜木又ハ之トイニ掲グル樹種トヲ混淆セルモノヲ謂フ
- (ハ) 松薪トハ松類又ハ之トイニ掲グル樹種トヲ混淆セルモノヲ謂フ
- (ニ) 屑薪トハ製材屑ヲ謂フ
- (ホ) 瓦斯用堅薪、雜薪ハ夫々イ及ロニ準ズルモノトス
- 二 本表價格(屑薪ヲ除ク)ハ何レモ上乾燥ノモノ、價格ニシテ生木ノ價格ハ堅薪、雜薪、松薪ニ在リテハ一把ニ付二錢下ゲ、瓦斯用薪ニ在リテハ一俵ニ付三十錢下ゲ、柴木ニ在リテハ七割トス
- 三 產地最寄驛渡最高販賣價格ハ縣外移出ヲ爲ス場合ニ於ケル價格トス
- 四 西伯郡弓濱部(米子市ヲ含ム)市町村ニ於テ販賣スルモノハ堅薪、雜薪、松薪ニ在リテハ一把ニ付五錢柴木ニ在リテハ十貫ニ付十五錢以内ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス
- 五 堅薪、雜薪、松薪、屑薪シテ本表最小規格以内ノモノハ本表

最小規格ノモノ、休積割合ニ依リ算出シタル額ノ入掛トス

鳥取縣告示第百五十二號

價格等統制令第四條ノ四第一項及第二項ノ規定ニ依リ左ノ通湯屋營業入浴料金ヲ認可シ同條第三項ノ規定ニ依リ倉吉湯屋組合ノ地區内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ非構成員ニ非ザル者ニ付テモ之ヲ適用ス

昭和十七年三月二十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 組合其ノ他之ニ準ズルモノ、名稱及地區
 - (イ) 名 稱 倉吉湯屋業組合
 - (ロ) 地 區 東伯郡倉吉町一圓
 - 二 構成員タル資格
 - 地區内ニ於テ湯屋業ヲ營ム者
 - 三 統制令第四條ノ四第一項及第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタル額及其ノ實施ノ日
 - (イ) 額 湯屋營業入浴料金
 - 大人 十四歳以上 一人一回ニ付キ 五 錢
 - 中人 八歳ヨリ十三歳迄 同 三 錢
 - 小人 八歳未満 同 二 錢
 - (ロ) 實施ノ日 入浴券十枚以上販賣スル場合ハ其ノ額ノ一割引キトス
 - 四 認可ニ附シタル條件 入浴料金ハ營業所ノ見易キ場所ニ掲記スベシ
 - (イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- 昭和十七年三月二十七日

彙 報

人口問題ニ健全なる結婚

大東亞圈指導の重責に立つ日本
健全なる大和民族の増加が緊要

(衛生課)

◆大東亞の指導

今や我が國は、あらゆる力を傾けて開國以來未曾有の大東亞戰爭の爲に必勝を期して奮進してゐるのであるが、あやに畏き大御稜威と世界無双の將士の奮闘によつてその戦果は刻一刻と傳へられ、暴戾米英蘭露の諸國は既に大東亞に於ける實權を失墜して、東亞の天地が悉く我が皇化に浴するの時期は實に目捷の間迫つてゐる。

従つて戦に勝つといふ點に於ては寸分の疑念も憂慮もないのであるが、その後に來る廣汎な地域に皇化を布き、大東亞十億の民族を指導するといふ點については決してこれを等閑に過して安心しては居れぬ緊急の問題となる。萬々一我が大和民族にしてこの重責の達成に遺憾の點があつたとするならば、それこそ大東亞建設

に尊き生命を捧げた多數の英靈に對して誠に申譯ないことであり、擧國全力を注いでの大東亞戰爭も全く水泡に歸する重大問題であることを忘れてはならない。

然るにこの大東亞十億の民族指導の爲には、我が優秀なる大和民族の進出が對にその基礎條件とならねばならない。勝れたる素質を有する大和民族が、しかも多量に大東亞の各地に進出して、南に北に所在各民族の指導に完璧を期することこそ、今次の華々しき大東亞戰爭に美果を結ばしめるものといふべきである。實にわが大和民族の量的質的な大發展こそ、この嚙古の大戦に最後の點睛を置く根本問題といはなければならない。

◆我が人口問題

我が大和民族の増加はかくの如く今次大戦の歸趨を確定的ならしむべき根本問題であるが、しかも近世の世界的傾向たる出生率低下が最近我が國にも現れてゐること洵に容易ならぬ重大事實といふべきである。即ち我が國に於ける人口千に對する出生率は、大正九年の三六・二を最高として爾後二十年間一路低下の傾向を辿り、事變前には既に三〇を割り、昭和十三年には二六・七といふ低下を見るに至つてゐる。我が國人口の總數に於ては尙増加を續けてゐるのであるが、それは死亡率と出生率との差數の増加によるものである。出生率そのものは近年著しき減少を示しつゝあるのである。

00078

今期議會に於ける東條總理大臣の發表によれば、最近出生率も頗る良好となつた趣であるが、我が國將來の大東亞共榮圈に於ける人口問題を考へる時、この出生率増加の要請は眞に忽にすべからざる重大喫緊の事項であることを國民幾らず臆に銘じて、その質的的增加に深甚の考慮を盡さなければならぬのである。

人口増殖と健全なる結婚

出生率減少の理由については或は農村人口の都市集中

といつた原因もあらうし、近代文化生活者の誤れる思想から来る出生制限的な原因もあつたかと考へられるが、一面完全なる生殖能力の不足する者の結婚といふこともその重大な原因といはねばならぬ。従來の結婚に於てはとかく地位門閥とか財産といつたやうな外面的な條件に拘泥して、完全な生殖能力を有し、結核・性病其の他悪性な慢性傳染病に罹つてゐない、遺傳的に健全な者と結婚するといふ大切な點に於ては、稍第二義的に取扱はれてゐたといふ傾向も見道してならぬ原因である。

もとより相當なる地位門閥も決して無用ではなく、財産狀況の良好なことも結構であるが、しかしそれらはいづれも第二義第三義のものであつて、まづ第一に考ふべき點は相手の人物であり、中でも最も大切なのは完全なる生殖能力でなくてはならぬ。結婚は實に國家興隆の基礎、家庭繁榮の根幹であつて、特に大東亞共

榮圈建設に邁進する現下の日本帝國にとつては健全なる大和民族の急激なる増加が喫緊の重大事たるに鑑み、完全なる生殖能力を有する健康者同志の健全なる結婚こそ最大の條件でなければならぬ。

政府は昨年「人口政策確立要綱」を決定し、これによつて昭和二十五年までに大和民族一億の目標達成の爲に種々なる方策をとられ、且つ「國民優生法」を制定してその質的優良化を圖り、結婚年齢の平均を三年早めて男子二十五歳、女子二十二歳を結婚平均年齢目標として生殖能力の旺盛な年齢期に於て結婚することを強調せられてゐるのであるが、これと共にその結婚に當つては相手の選擇に於てもまた結婚者自身に於ても、必ずその第一前提を完璧ならしめねばならぬのである。

健全なる結婚の指針

(衛生課)

結婚が單なる當事者の問題でなく、國家興隆の基礎・家族繁榮の根幹であつて、健全なる結婚を目標として地位門閥財産等の外面的條件に拘せず、生殖能力を有し結核性病其の他悪性な慢性

00079

傳染病に罹患せず、且つ遺傳的に健全なことを根本條件とすべきことは前項に記した。今この根本條件について留意すべきことを記して當事者並に指導者への指針とする。

(一) 生殖能力

健全なる生殖能力を有することは健全なる結婚の必要條件であるから、生殖能力缺損の疑あるものは豫め専門醫の診療を受けて能力を恢復して置くことが肝要である。

1 婦人の腹部疾患・生殖器炎症・發育不全等は生殖能力の缺損を來すことが多いから、かゝる既往症のあるもの及び月經異常例へば無月經・初潮遲延・月經不順・月經痛のあるものは専門醫の診断を求めがよい。

2 男子の生殖能力缺損の主な原因は淋病によるものが多いから、淋病特に副睪丸炎のあつた者については醫師の生殖能力検査を必要とする。

尚、生殖能力を缺くものは同じく生殖能力を缺くもの同志、又は遺傳病患者と結婚すべきである。

(二) 結核

結核體質並に結核そのものは決して遺傳するものではない。又結核婦人の妊娠については從來その危険は過大視され結婚が拒否されて、避妊・妊娠中絶が濫用された傾向があるから、行き過ぎ

ぬやうにするべきがある。

結核患者の結婚については健康診断の結果を基礎とし、結婚後の生活條件等を考慮に入れてその可否を決定しなければならぬ。

1 開放性結核者は治療するまでは原則として結婚しないがよい。

2 傳染の虞のない輕症結核患者の結婚の可否は、個々の場合に當つて症状・結核豫防智識・生活狀態・職業等を願慮して判定せねばならぬ。

3 症状によつて尙治療を要するものについては、適當期間結婚を延期して療養に努めることが肝要である。

(三) 性病

性病に關する診断は臨床診断・血清反應・檢尿等を綜合して行ひ必要に應じ専門醫の診断を受けねばならぬ。

性病感染、又は感染の危険ある機會を有した既往歴のあるものについては、特に綿密な診断によつて現在性病なしと認められたものでなければ結婚しないことが肝要である。

1 微毒患者の既往症のないもの、又は微毒罹患の危険ある機會を有しないものは、一回の血清反應検査によつて陰性であれば結婚を可とする。

2 微毒罹患の既往症あるものについては、早期に効果的の治

00080

療を受けて血清反應が陰性となり、六ヶ月以後再検査して尙陰性であつたら結婚して差支へない。

1 一般に既往症を有するものは、六ヶ月の期間を置いて二回血清を反應検査して、何れも陰性であればよい。尙充分効果的な治療を終了して後二ヶ月間何等微毒症状を現はさずに経過したものは、血清反應が陰性とならないでも専門醫が診斷して傳染の危険なしと認められた場合は結婚してよろしい。

2 微毒に罹患した婦人にあつては、配偶者に傳染させる危険は消失しても胎兒に傳染させる危険は更に數年も長く残ると認められる場合があるので、將來妊娠したときは早期に豫防的治療を受ける必要がある。

3 先天微毒に罹患したものは、充分な治療を終了して居れば假に血清反應が陰性とならないでも結婚して差支へない。

4 淋病の既往症のないものは、一回の検査によつて異状がなければ結婚を可とする。

5 淋病の既往症を有するものは、一ヶ月間置いて二回精密な検査を行ひ、異状がなければ初めて結婚する可とする。なほこの期間中適當回數の専門的診察を行ひ、必要なる人工誘發法を試みる可とする。

6 慢性下疳に罹つたものは、症状消滅後一ヶ月以上経過した

場合結婚を可とする。

8 第四性病(鼠蹊淋巴肉芽腫症)に罹つたものは、傳染の危険消滅の時期は個々の場合に當つて専門家の認定によつて認定せねばならぬ。

(四) 癩

癩は遺傳病でなく傳染病である。癩の潜伏期は大休十年以内と見られてゐるから、癩患者のあつた家庭に於て癩患者と密接な接觸を有したのも、その後十年以上、殊に十五年以上も経過したものは結婚して差支へないのである。

尙、發病年齢は十一歳乃至三十歳が最も多いので、疑ひのあるものは三十歳を超えてから結婚するがよい。

(五) 遺 傳 病

遺傳病はその強度及び悪性の程度によつて結婚の可否を判定すべきであつて、その標準は國民優生法に依るべきである。尙血族結婚は遺傳を強化するものであるからなるべく避けるやうにせねばならぬ。

國民優生法の對象となり得るやうな強度且つ悪質の遺傳病患者については次の如き注意を要する。

1 遺傳病のある生殖可能者は、同じく遺傳病ある生殖不能者又は他の生殖不能者と結婚せぬやうにせねばならぬ。

00081

1) 遺傳病を残さぬやうにすることが、要である。

2 生殖不能の遺傳病患者は、同じく遺傳病のある患者(生殖能力の如何を問はず)又は他の生殖不能者と結婚すべきである。

國民優生法の對象となる程度のものでなくとも、これに準ずる悪質の遺傳病患者はなるべく生殖不能者と結婚するやうにしななければならぬ。

尙、表面健康であつても、強度且つ悪質な遺傳病の素質を有する虞があると見做される者の結婚については次の如き注意が必要である。

1 双方國民優生法の對象となるやうな遺傳病の素質を有すると認められるときは結婚を避けるやうにし、若し結婚した時は一方が優生手術を受けて生殖不能となるやうにするがよい。

2 生殖可能の素質者と遺傳的に健全な者との結婚は差支へない。

3 遺傳病の素質を有すると認められるものは、原則としてその疾患の發病危険年齢を大休過ぎてから結婚することが大切である。この年齢は、精神分裂病・躁鬱病が三十歳、癩癩は二十五歳であつて、その他の疾患についてもそれ〴〵醫學的

經驗的、定を要する。

4 卵生双生兒の一方が發病してゐるときは、他方は表面上健康であつても健康者と結婚せぬやうにせねばならぬ。

◎ 行 旅 死 亡 人

- 一 本籍、住所、身分、職業、氏名、年齢等不詳
 - 一 男女ノ別 女 (年齢推定五十歳)
 - 一 人相、特徴 不詳
 - 一 遺留品 ナシ
 - 一 死亡ノ區別 斃死
 - 一 發見日時及場所 昭和十七年二月二十五日午前六時頃 御津郡一宮村大字一宮字中田中國鐵道線路上
 - 一 其他 本人ノ認識ニ必要ナル事項ナシ
- 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行 旅 死 亡 人

- 1 本 籍 不 詳
- 2 住 所 不 定
- 3 氏 名 不 詳
- 4 年 齡 推 定 五十歳前後

- 5 男女別 男
- 6 職業 不明
- 7 身長體格 身長四尺九寸位瘡瘻
- 8 相貌特徵 色蒼白ク顔稍長ク外普通
- 9 服裝 褐色ノ三ツ揃洋服上下褐色ノオーバ鼠色ワイシャツ赤褐色毛糸胸巻
- 10 遺留金品 昭和十七年一月十二日午後八時十四分頃鹿兒島市内荒田八幡停留所同騎射場停留所間ニテ飛込自殺ヲ遂ゲ斃死シタルニヨル
- 11 遺留金品 白布製ニツ折財布一箇現金十八錢

- 一 發病ノ前日通過地名及發病ノ狀況 相馬郡福田村大字埴木崎字木崎地内ヲ步行シ法被ヲ太華持ツ毎戸ヲ辿リ乞食ヲナシ居ルモノナリシモ步行困難ノ模様ナリ
- 一 所持金及所持品ノ有無 所持金無シ所持品煙草入一法華太鼓一米入袋 (在中米ナシ)
- 一 其他參考事項 昭和十七年一月二十二日福縣相馬郡福田村大字埴木崎字木崎地内岩穴内ニテ斃死體トナリ居ルヲ附近ノ者ハ發見届出ニヨリ中村警察署員ノ來村檢視ヲ受ケ前記ノ如ク本籍氏名住所不明ニ付村當局ニ於テ死体引受假埋葬セリ

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍地 不明
- 一 住所 不明
- 一 族籍氏名年齢職業 族籍氏名不詳年齢七十年位ノ男乞食風
- 一 扶養義務者及家族ノ住所又ハ氏名職業 不詳
- 一 隣家ノ戸主又ハ家族ノ氏名職業 不詳
- 一 家出ノ年月日及原因 不明
- 一 家出後旅行ノ地名及生活ノ概要 不詳
- 一 家出後家族親類ト相互ニ通信ノ有無及最近通信シタル日時並其ノ氏名 不明

- 一 一人相特徴 人相丈五尺一寸位色淺黒鼻低大平口ニテ並頭髮長クポーボトシテ居ル齒揃フ特徴ナシ
- 一 着衣 白木綿ノシャツ一枚立縮袴一枚木綿ノ黒帶ヲ用
- 一 所持品 煙草入一法華太鼓一米入袋一其他ナシ
- 一 法第九條ニ依リ昭和十七年一月二十六日福島民報社ヲ通ジ新聞ニ廣告セリ

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十七年三月二十七日印刷
昭和十七年三月二十七日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取縣刑務支所